受付印

市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

<table>
<tr><td rowspan="4">（宛先）
江　南　市　長
令和　　年　　月　　日
提出</td><td rowspan="4">申
請
者</td><td>住所（居所）
又は所在地</td><td></td><td colspan="2">特別徴収義者
指　定　番　号</td><td></td></tr>
<tr><td>氏名又は名称</td><td></td><td rowspan="3">担
当
者</td><td>所属</td><td></td></tr>
<tr><td>代　表　者</td><td></td><td>氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>法　人　番　号
（１３桁）</td><td>※個人事業主の方は、個人番号の記載は不要です。</td><td>電話</td><td>（　　　）　―</td></tr>
</table>

地方税法第 321 条の 5 の 2 の規定による特別徴収税額の納期の特例の要件に該当しなくなったことを次のとおり届出します。

納期の特例の承認を取消届出する税額等	令和　　年　　月分以降の納期に係る市民税・県民税特別徴収税額

取消届出理由

□　給与等の支払いを受ける者が常時 10 人未満で無くなった。

□　その他（　　　　　　　　）

※取消月について

取消の届出書の提出日の属する月が取消月となります。

※納期の特例の取消後の納付について

取消月以前の月分は、取消月の翌月 10 日が納期限となります。

［例］この届出書の提出日が 3 月の場合の納期限

・12 月～2 月分⇒4 月 10 日まで　・3 月分⇒4 月 10 日まで　・4 月～5 月分⇒各月の翌月 10 日まで

※給与等の支払いを受ける者が、常時 10 人未満となったことにより納期の特例の承認を受けようとする場合は、改めて申請が必要となります。